令和３年５月７日

只見町立小中学校の保護者の皆様へ

只見町教育委員会教育長　渡部　公三
（　公印省略　）

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底についてのお願い

日頃より学校教育へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。

みなさまご存知の通り、会津・南会津地区全体で感染拡大が止まらない状況にあり、只見町内においても新型コロナウイルス感染症が発生いたしました。感染症を最小限に食い止め、クラスター等を発生させないためにも、引き続き、児童生徒の健康・安全を第一に考え、感染症対策を徹底し教育活動を実施してまいります。また、日々刻々と変化する感染状況をよく見極め、只見町新型コロナウイルス対策本部等での意見を聞きながら、只見町として判断してまいります。

つきましては、ご家庭におかれましても、引き続き児童生徒の健康観察及び感染症対策に努めていただくとともに、不要不急の外出、往来は極力控えていただきますようお願いいたします。

記

１　学校での対応（概要）

（１）健康観察の徹底
（２）感染リスクの高い学習活動への感染症対策
（３）スクールバス内での予防
（４）給食時の感染症対策
（５）校舎内の感染経路を防ぐ環境づくり
（６）差別・偏見・中傷の防止、思いやりの心を育む
（７）部活動等での感染症対策
- 感染リスクの高い活動を除いて実施。
- 町外への遠征、練習試合等は控える。
- 体調不良の時は療養する。体調不良者に対しての発言や対応に注意。

（８）児童生徒の同居家族の健康状態の確認

２　保護者の方へ

○　毎日、お子様の健康観察をお願いします。

□　平熱よりも熱が高くないか。
□　息苦しさがないか。
□　強いだるさがないか。
□　味を感じるか。
□　臭いを感じるか。
□　咳の症状が続いているか。

□　上記の症状などがみられる場合は、登校させず自宅で様子をみる、医療機関に相談、受診する等の対応をお願いいたします。その際は出席停止の扱いとなり、欠席の扱いとはなりません。

□　児童生徒の新型コロナウイルス感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は出席停止の扱いとなります。

□　同居家族に発熱等の風邪のような症状がある場合には、児童も自宅で休養させてください。その場合は、出席停止の扱いとなります。

□　同居家族全員の健康観察をお願いいたします。ひきつづき、家族全員での感染予防をお願いいたします。

（只見町教育委員会　学校教育係　82-5320）